



保証継続報告書

独立行政法人 情報処理推進機構
理事長 西垣 浩司 押印済

変更TOE

申請受付日（受付番号）	平成21年6月25日（IT継続9052）
認証番号	C0177
申請者	セイコーエプソン株式会社
TOEの名称	(日本語版) EpsonNet ID Print Authentication Print Module (英語版) EpsonNet ID Print Authentication Print Module
TOEのバージョン	(日本語版) 1.5b (英語版) 1.5bE
適合する保証パッケージ	EAL2
開発者	セイコーエプソン株式会社

上記の変更TOEについて、以下のとおり保証継続の結果を報告します。

平成21年7月13日

セキュリティセンター 情報セキュリティ認証室
技術管理者 山里 拓己

評価基準等：「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」で定める下記の規格に基づき、
変更TOEに対して保証継続の検証がされた。

Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Version 2.3

Common Methodology for Information Technology Security Evaluation Version 2.3

認証結果：合格

「(日本語版) EpsonNet ID Print Authentication Print Module バージョン:1.5b、(英語版) EpsonNet ID Print Authentication Print Module バージョン:1.5bE」(変更TOE)は、独立行政法人 情報処理推進機構が定めるITセキュリティ認証申請手続等に関する規程に従い、定められた規格に基づいて検証した結果、継続TOEとして、保証が継続されることを確認した。

目次

1	全体要約	1
1.1	はじめに	1
1.2	保証継続識別	1
1.2.1	変更TOE識別	1
1.2.2	認証TOE識別	1
1.2.3	認証TOEのST識別	2
1.2.4	認証TOEの認証報告書識別	2
1.3	保証継続の認証	2
1.4	報告概要	2
1.4.1	変更の記述	2
1.4.2	変更された開発者証拠	3
1.4.3	変更TOE添付ドキュメント	3
2	認証機関による保証継続実施及び結果	5
2.1	実施概要	5
2.2	認証実施	5
3	結論	6
3.1	認証結果	6
3.2	注意事項	6
4	用語	7
5	参照	8

1 全体要約

1.1 はじめに

この保証継続報告書は、認証済みのTOE「((日本語版) EpsonNet ID Print Authentication Print Module バージョン:1.5b、(英語版) EpsonNet ID Print Authentication Print Module バージョン:1.5bE」(以下「認証TOE」という。)の適用機種を追加した保証継続について、認証結果を申請者であるセイコーエプソン株式会社に報告するものである。

本保証継続報告書の読者は、本書と共に、以下に示す認証報告書、認証TOEのST、及び変更TOEに添付されるマニュアル(詳細は「1.4.3 変更TOE添付ドキュメント」を参照のこと)を併読されたい。前提となる環境条件、対応するセキュリティ対策方針とその実施のためのセキュリティ機能要件、保証要件及びそれらの要約仕様は、認証TOEのSTにおいて詳述されている。また、動作条件及び機能仕様は変更TOEに添付されるドキュメントに詳述されている。

本保証継続報告書は、変更TOEに対して、認証TOEと同じ保証レベルを与える保証継続についての認証結果を示すものであり、個別のIT製品そのものを認証するものではないことに留意されたい。

1.2 保証継続識別

1.2.1 変更TOE識別

本保証継続の対象とする変更TOEは以下である。

名称： (日本語版)EpsonNet ID Print Authentication Print Module
(英語版) EpsonNet ID Print Authentication Print Module
バージョン： (日本語版)1.5b
(英語版) 1.5bE
開発者： セイコーエプソン株式会社

1.2.2 認証TOE識別

本保証継続の認証TOEは以下のとおりである。

認証番号： C0177
名称： (日本語版)EpsonNet ID Print Authentication Print Module
(英語版) EpsonNet ID Print Authentication Print Module
バージョン： (日本語版)1.5b
(英語版) 1.5bE
開発者： セイコーエプソン株式会社

保証レベル： EAL2

1.2.3 認証TOEのST識別

本保証継続の認証TOEのSTは以下のとおりである。

名称： EpsonNet ID Print Authentication Print Module セキュリティターゲット

バージョン： 1.11

作成日： 平成20年6月24日

作成者： セイコーエプソン株式会社

1.2.4 認証TOEの認証報告書識別

本保証継続の認証TOEの認証報告書は以下のとおりである。

TOEの名称： (日本語版)EpsonNet ID Print Authentication Print Module
(英語版) EpsonNet ID Print Authentication Print Module

バージョン： (日本語版)1.5b
(英語版) 1.5bE

受付番号： IT認証7146

認証番号： C0177

作成日： 平成20年8月12日

作成者： 独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター
情報セキュリティ認証室

1.3 保証継続の認証

認証機関が運営するITセキュリティ評価・認証プログラムに基づき、公表文書「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」[1]、「ITセキュリティ認証申請手続等に関する規程」[2]に規定された内容に従い、認証機関は、開発者が作成した「影響分析報告書」[3] (以下「IAR」という。)を検証し、変更TOEに対し保証が継続されることを確認した。認証機関はIARに基づき本保証継続報告書を作成し、認証作業を終了した。

1.4 報告概要

1.4.1 変更の記述

1) 認証TOEに対する変更

認証TOEの動作環境の追加、及びインストーラが修正された。これらの変更は、TOEのセキュリティ機能に影響を及ぼすものではない。

以下の表1-1に変更内容を示す。

変更概要	詳細内容
対象機種追加	TOEを利用可能な対象機種として以下の機種を追加。TOE自体への変更はない。 ・国内対象機種 LP-S9000 シリーズ ・海外対象機種 AcuLaser M8000 シリーズ
インストーラ修正	TOEをインストールするPC用のインストーラの不具合を修正。修正部分は、Javaのバージョンチェックに関する部分であり、TOE自体への変更はない。

2) 認証TOEの開発環境に対する変更

開発環境に対する変更はない。

1.4.2 変更された開発者証拠

TOEへの変更は、以前に認証TOEのために提出された開発者証拠の一部への変更を必要とした。変更された開発者証拠は、正確に識別され、改訂版が作成された。

1.4.3 変更TOE添付ドキュメント

変更TOEに添付されるドキュメントを以下に示す。

【日本語版】

- ・ Offirio SynergyWare ID Print 管理者ガイド NPD4131-00
- ・ Offirio SynergyWare ID Print 利用者ガイド NPD3970-00
- ・ PRIFNW7S はじめにお読みください 411139800
- ・ PRIFNW7S/U セットアップガイド 411139701
- ・ Offirio SynergyWare ID Print アップデータ適用手順 NPD3702-00
- ・ PRIFNW7S ファームウェア アップデート手順 NPD3857-00

【英語版】

- ・ EpsonNet Authentication Print Software Administrator's Guide NPD4132-00
- ・ EpsonNet Authentication Print Software User's Guide NPD3648-00
- ・ Online Guide Supplement 411200400

- EpsonNet Authentication Print Network Interface Card User's Guide
NPD3731-00
- How to use EpsonNet Authentication Print Software Updater NPD3754-00
- How to use EpsonNet Authentication Print Network Interface Card
Firmware Updater NPD3753-00

2 認証機関による保証継続実施及び結果

2.1 実施概要

保証継続は、平成21年6月25日に申請を受け付けし、本保証継続報告書の完成をもって完了した。認証機関は、開発者から保証継続に要するIARの提供を受け、変更TOEに対する影響を調査した。

2.2 認証実施

開発者より提出されたIARについて、TOEの変更により影響がないことを確認するために、以下の検証を実施した。

TOEの変更に伴い変更する開発者証拠は妥当であること。

TOEの変更内容に対する影響分析の過程及び結果が妥当であること。

変更TOEについて適切なテストが実施されていること。

3 結論

3.1 認証結果

提出されたIARを検証した結果、認証機関は、本変更TOEにおいても認証TOEのEAL2に対する保証要件を満たしており、変更TOEに対する保証への影響がないことを確認した。また、開発者によるレグレッションテストは省略されているが、省略されても問題がない理由と共に説明が行われ、変更TOEの動作に影響がないことを確認した。

3.2 注意事項

特になし。

4 用語

本保証継続報告書で使用された略語を以下に示す。

CC	Common Criteria for Information Technology Security Evaluation
CEM	Common Methodology for Information Technology Security Evaluation
EAL	Evaluation Assurance Level
IAR	Impact Analysis Report
ST	Security Target
TOE	Target of Evaluation

本報告書で使用された用語を以下に示す。

IAR	影響分析報告書
継続TOE	認証TOEに対して継続プロセスを経て以前の認証の適用が認められた変更TOEをいう。認証TOEに対して与えられた同じ保証が、継続TOEにも適用される。
認証TOE	評価され認証書が発行されたTOEのバージョンのことをいう。
変更TOE	認証TOEに対して、変更が加えられた異なるバージョンをいう。

5 参照

- [1] ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程 平成19年5月 独立行政法人 情報処理推進機構 CCS-01
- [2] ITセキュリティ認証申請手続等に関する規程 平成19年5月 独立行政法人 情報処理推進機構 CCM-02
- [3] EpsonNet ID Print Authentication Print Module 影響分析報告書(その2) Ver1.2 2009年6月9日 セイコーエプソン株式会社